

高 第 188 号

令和 3 年 3 月 26 日

社会福祉法人 慈照会

理事長 利光 弘文 様

四街道市長 佐 渡



令和 2 年度社会福祉法人指導監査の結果について (通知)

このことについて、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条の規定により貴法人に対する指導監査を実施したところ、別紙のとおり是正改善の必要が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

なお、文書指摘事項につきましては、別記様式に記入の上、改善した事項を確認できる書類等を添えて、令和 3 年 4 月 23 日までに報告してください。

別紙

1 文書指摘事項

法人名 社会福祉法人 慈照会

区分	項目	指摘内容	備考
会計処理	現預金残高	① 令和元年度決算報告書において、貸借対照表と財産目録との間に、差異が発生していたため、原因を調査して、適切に修正すること。  ② 令和元年度決算報告書において、財産目録の預金残高と残高証明書との照合が出来ないものがある。小切手の振出と決済のタイムラグによるものであれば、決済時に「当座預金残高調整表」を作成し、帳簿残高と預金残高との差額の妥当性を確認すること。	会計省令第33条 経理規定第30条  会計省令第2条第1項第1号 経理規定第30条
	賞与引当金	令和元年度財産目録において、賞与引当金資産の裏付けとなる財源の記載がないので、その財源について確認すること。	会計省令第5条第2項第1号
管理	資産管理	基本財産である保育園園舎改修（財産処分）時に、所轄庁への事前承認申請がなされていなかった。	社会福祉法人法第25条 審査基準第2の1の(1) 定款第29条

※ 報告期限後に指摘事項を改善した場合にも、そのつど速やかに報告すること。